



緊急事態措置の改訂

期間 令和2年4月17日から令和2年5月31日

※今後も、段階的に、緊急事態措置の見直しを実施

1 外出自粛の要請 (継続)

【特に自粛を要請する内容】

- ▶ 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動の自粛
- ▶ クラスタが発生した繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛
- ▶ 「3つの密」を徹底的に避け、あらゆる機会をとらえて「新しい生活様式」を徹底

2 イベントの開催自粛の要請 (継続)

- ▶ イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

具体例: 文化的イベント(コンサート等)、催事(物産展等)、式典 など



休業要請等の見直しについて

5月16日
0時から

緩和の対象施設

▶ 以下の施設について、休業要請を解除するとともに、業種ごとのガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を要請

- ・ 博物館等
- ・ 商業施設
- ・ ホテル又は旅館
- ・ 映画館等
- ・ 貸会議室
- ・ 各種学校・学習塾等（**大学を除く**）
- ・ **1,000㎡以下**の運動施設・遊技施設・遊興施設
（**クラスター発生施設・類似施設※を除く**）

（※スポーツジム・スポーツ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、性風俗店等）

- ▶ 飲食店等の営業時間は**午後10時（酒類は午後9時）まで延長**
- ▶ 中丹地域以北について、学校の休業要請を解除



要請する感染防止対策

- ◆業種ごとの「**感染拡大予防ガイドライン**」を作成し、適切な感染防止対策の徹底を！

感染拡大予防ガイドライン(例)

1 共通事項

- ▶人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保(2m目安)
- ▶発熱・咳症状がある場合、入店しないよう呼びかけ
- ▶入口・施設内に手指の消毒設備の設置
- ▶施設内のこまめな換気・消毒
- ▶トイレに、ペーパータオルの設置
- ▶休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らす
- ▶ゴミの廃棄はマスクや手袋を着用し、作業後は手洗いを徹底 等



要請する感染防止対策

2 施設ごとの主な事例

飲食店

- ▶個室、多人数での座敷席等の使用を控える
- ▶座席間にパーテーション設置、座席間隔を十分に空ける
- ▶大皿での取り分けによる食品提供を自粛 等

映画館等

- ▶十分な座席間隔の確保(四方を空けた席配置、1/2使用など)
- ▶前方席の使用を控えるなど、客席の距離の確保
- ▶施設内での飲食は控える 等

⇒ガイドラインの詳細は、京都府HPに掲載



府民の皆様へのお願い

- ▶ 外出時はマスクを着用
- ▶ 人との間隔は2メートル
- ▶ 買物は、最少人数ですいた時間に
- ▶ 交通機関の車内では、会話を控えめに
- ▶ 食事は横並びで着席

※新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言(5月4日)

『「新しい生活様式」の実践例』より抜粋

※ このほかにも様々な取組みにより、
一人ひとりの行動で感染拡大を防止しましょう



事業者の皆様へのお願い

出勤者数の7割削減

- ▶ 在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務を徹底！
⇒出勤する場合も、時差出勤や自転車通勤を！



職場における対策

- ▶ 感染防止のための取組を強力に促進！

- 手洗い、手指消毒、咳エチケット
- 職員同士の距離確保
- 換気の徹底
- テレビ会議の活用(出張を極力減らす)

- ▶ 従業員に「3つの密」を避ける行動の呼びかけを！